

## 令和5年度 第2回 池田市子ども・子育て会議 議事録（要約）

日 時：令和6年2月19日（月）午後1時～午後2時50分

場 所：池田市役所 3階 議会会議室

出席者：市長、委員14名、事務局25名

傍聴者：1名

### 1. 開 会

#### 市長挨拶

昨年4月に、こどもまんなか社会の実現のための新たな司令塔として「こども家庭庁」が創設され、同時に施行された「こども基本法」ではこども施策の基本理念などが定められました。また、昨年末に策定された「こども大綱」におきましても、子どもの権利の保障及び子どもの意見の尊重が示されたところでございます。

本市では、平成17年4月に「池田市子ども条例」を制定しておりますが、こども施策の推進に取り組んでいく姿勢をお示しさせていただくために、こども基本法の理念も踏まえまして、今回子ども条例の中に子どもの権利に関する規定というものを改めて明記させていただく予定でございます。

子ども・子育て支援施策におきましては、令和6年4月施行の改正児童福祉法において、市町村に「こども家庭センター」の設置が努力義務化されたことを受けまして、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う組織体制の構築を検討しているところでございます。

また、池田市のまちの魅力づくりに関しましては、市民の皆様楽しんでいただけるようなイベントを開催するとともに、五月山動物園のリニューアルを行うなど、より住みやすい池田、そして子育てしやすい池田をめざして、こども施策の推進に努めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 2. 内 容

#### 1) 委員長及び副委員長の選任について

委員の互選により、委員長は大方委員に、副委員長は中川委員に決定。

#### 2) 幼保連携型認定こども園・保育所の認可等について

《事務局説明》

令和6年4月に幼保連携型認定こども園1施設、保育所1施設が開設予定であり、認可に当たっては法律に基づき専門的な視点から審議会の意見を聴く必要があることから、池田市保

育所等設置認可等審議会を開催し、「認可適当」との答申をいただいた。今後、施設の現地確認を経た上で認可を予定しています。

次に小規模保育事業 1 施設が上記保育所に移行するにあたり廃止いたします。小規模保育事業の認可の廃止につきましては、法律の規定により、市町村長に届けることが必要とされています。

### 3) 特定教育・保育施設の確認等について

《事務局説明》

案件 2 で説明いたしました幼保連携型認定こども園 1 施設、保育所 1 施設に加え、私立幼稚園 1 施設が子ども・子育て支援新制度に移行するにあたり確認を行います。当施設の確認にあたって、法律の規定に基づき、子ども・子育て会議の意見を聞くことが必要とされています。

次に、既存の幼保連携型認定こども園 1 施設の 1 号認定の定員を、現在の 180 名から 150 名へ変更するため、確認の変更がありました。

最後に、案件 2 で説明いたしました小規模保育事業から確認の辞退がありました。

《質疑応答》

Q. 石橋地区では施設の新設により定員が増加する一方で池田地区では新たな施設設置の予定がないが、待機児童の状況に偏りはないのか。

A. 今年度当初時点で池田地区において国基準の待機児童は発生していませんが、今後も注視してまいります。

Q. 企業主導型保育事業などの情報はどのように保護者に提供しているのか。

A. 保育施設の入所ガイドに掲載し、周知しています。

Q. 希望する認可保育施設に入所できず、他の認可保育施設に入所しながら転所を希望する場合の加点を見直していただけないか。

A. まずは認可外保育施設から認可保育施設へ転所を希望する方を優先しているが、今後加点の検討を行う際のご意見として承ります。

### 4) 子ども条例の一部改正について

《事務局説明》

本市では池田市における次世代育成の基本理念を明らかにするとともに、未来に夢や希望が持てるまちとなることを目指し、平成 17 年に池田市子ども条例を制定しました。

昨年 4 月に施行されたこども基本法の主旨を踏まえ、現行の子ども条例に、子どもの権利の定義を明確にし、児童の権利に関する条約の 4 原則に相当する事項を加える内容、子ども等の意見を施策に反映する内容、市町村こども計画を主とした計画を策定する内容につ

いて改正を検討しています。

《質疑応答》

Q. 子ども条例は実際どのくらい子どもたちに周知できているのか。

A. 現状どれほど周知できているかは把握できていないため、今後子どもたちにより効果的に周知できる方法を検討してまいります。

Q. 子どもたちに周知するために学校で伝える機会を作ってはどうか。

A. 子ども条例や子どもの基本的な人権については、小学校の社会の授業や外部の方を招いて出前授業を行うなど多方面から子どもたちに伝える機会を作っています。

Q. 子どもが困ったときだれに相談すればよいかなども学校側でフォローしていただきたい。

A. 必要に応じて学校から相談窓口などを周知しているが、一方的な周知にならないよう、今後は色々な機会を活用しこまめに子どもたちに周知してまいります。

《意見》

- ・改正後の基本理念は4原則を踏まえ分かりやすく記されていて、良い改正であると思う。
- ・生まれた時から子どもは人としての権利を持っているということを大切に考えながら進めていただきたい。

## 5) こども大綱及び市町村こども計画の策定について

《事務局説明》

昨年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括基本法として「こども基本法」が施行され、同年12月には、少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱が一元化された「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では子ども・若者が権利の主体であることやこども施策に関する基本的な方針などが定められています。

こども基本法において、市町村はこども大綱を勘案して「市町村こども計画」を策定することが努力義務とされていることから、令和7年度からの次期計画は、「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「自立促進計画」を一体化した「(仮称)池田市こども計画」を策定する予定です。

《質疑応答》

Q. 子どもからの意見はどのように聴いていくのか教えていただきたい。

A. 現在は子どもを対象としたパブリックコメントの実施を検討しているところです。今後は各学校で子どもたちに配布しているタブレットなども活用していきながら子どもの意見を聴く機会を検討してまいります。

## 6) 次期計画策定に向けたニーズ調査及び子どもの生活に関する実態調査結果について

### 《事務局説明》

案件 4 の次期計画の策定に向けて、昨年 2 つの調査を実施しました。

1 つ目は子ども及び保護者の生活実態等に関する調査で、その主な結果としては、世帯年収が中央値の 50% 未満である「貧困線」を下回る世帯が全体の約 10% を占めていました。またヤングケアラー関係の設問では小学 5 年生の約 25%、中学 2 年生の約 10% が家族などの世話をしていることが分かりました。

2 つ目の教育・保育施設や子育て支援事業の利用希望等に関する調査の主な結果としては、就労している母親の割合が 5 年前の同調査よりも約 13% 増加していること、教育・保育施設の利用希望では認定こども園を希望する保護者が最も多いこと、放課後の過ごし方では留守家庭児童会の利用希望割合が高いことなどが分かりました。

これらの調査結果を踏まえ、令和 6 年度に次期計画の策定を進めてまいります。

### 《質疑応答》

Q. ヤングケアラーの問題について何か施策があれば教えてほしい。

A. ヤングケアラーへの対応については、今回の調査結果をもとに、今後福祉部局を含む関係課と連携しながら効果的な取り組みについて検討してまいります。

Q. 調査結果から児童扶養手当の周知が必要であると感じるが、どのように周知しているのか。

A. 本市では、総合窓口課で離婚届等を提出された際に児童扶養手当についてご案内してまいります。

## 7) 池田市こどもまんなか応援サポーター宣言について

### 《事務局説明》

こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、子どもや子育て世帯を応援する「こどもまんなか応援サポーター」の取組をより一層推進していくため、昨年 11 月に宣言を表明しました。

本市のこどもまんなかの取り組みの 1 つとして、妊産婦の方や子ども連れの方が優先して駐車できるよう、市庁舎の出入り口に近い駐車場を「子育て応援駐車場」として整備いたしました。

### 《質疑応答》

Q. 子育て応援駐車場の 1 日の利用者数は。

A. 正確な数は把握できていないが、子ども連れの方をはじめ様々な方が利用されていま

す。

Q. 子育て応援駐車場について、市役所以外の施設で実施する予定はあるのか。

A. ほかの施設については、今後検討を進めてまいります。

Q. 取り組みについてはどのように広報しているのか。

A. 市のホームページ、広報誌、市の各種SNSで発信しているところです。今後も必要に応じて広報活動をしてまいります。

《意見》

- ・こどもまんなかの取り組みの一つとして、子ども用品を買える場所を増やしていただきたい。

## 8) 令和6年度に実施を検討している事業概要について

- ①現行の「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で目標年度を終了することから、令和7年度からの次期計画について、令和6年度に策定することを検討。
- ②令和6年4月施行の改正児童福祉法において、市町村に「こども家庭センター」の設置が努力義務化されたことを受け、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う組織体制の構築を検討。
- ③令和6年4月施行の改正児童福祉法において、新たに規定された家庭支援事業について段階的に取り組む。
- ④昨年12月閣議決定の「こども未来戦略」に基づき、児童手当が令和6年10月分、児童扶養手当が令和6年11月分の手当から制度の拡充が見込まれる。
- ⑤公立保育施設の一時預かりの利用料等の現金払いについて、利用者の利便性向上のためキャッシュレス決済の導入を検討。
- ⑥保育人材確保のため、人材紹介会社等と連携して採用活動の支援を検討。
- ⑦建物の老朽化が進む古江保育所とやまばと学園の複合施設建設に向け、用地取得のための土地境界線の確定や土地購入費用の鑑定を検討。
- ⑧卵子凍結に係る費用を助成することで、一人ひとりが妊娠時期を自らの希望に応じて選択できるよう支援を検討。
- ⑨石橋小学校及び北豊島小学校の敷地内に留守家庭児童会専用棟の整備を検討。
- ⑩小学校及び義務教育学校（前期課程）の長期休業期間中において、留守家庭児童会に通う児童の中で希望者を対象に配食サービスの提供を検討。

《質疑応答》

Q. 人材紹介会社を活用して保育人材を確保するにあたっての施策の方向性を教えていただきたい。

- A. 民間保育施設で実施されている就職フェアの集客力をあげるために人材紹介会社を活用することなどにより、人材確保を支援していきたいと考えています。
- Q. 母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う組織体制の構築により、どのような効果が期待されるのか教えていただきたい。
- A. 妊娠期から子育て期に係る包括的な支援を切れ目なく、もれなく提供することができると思っています。
- Q. 卵子凍結費用の助成に関連して、市として不妊治療についてどのような助成を行っているのか教えていただきたい。
- A. 不妊治療はすでに保険適用されていることもあり、市の独自の取り組みは行っていません。不育治療については、大阪府の事業で対象外になる部分を一部市でサポートしています。

## 9) 条例の一部改正について

### (1) 池田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

#### 《事務局説明》

国が定める運営基準において、保護者の施設の選択に資する重要事項の掲示について、施設の見やすい場所への書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする文言が追加されたため、当該運営基準を準用する同条例についても改正を行います。

同様に、「電磁的方法」の提供方法について、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法」を媒体の種類を示さない形である「電磁的記録媒体」へと変更されたため改正を行います。

### (2) 池田市立児童発達支援センター条例の一部改正について

#### 《事務局説明》

児童福祉法改正により児童発達支援センターとして果たすべき機能・役割の明確化が示されたことに伴い、事業内容を追加するため改正を行います。